

# 韓国の電子図書館法制—「IT 大国」の図書館法と著作権法

白井 京

## 【目次】

- I はじめに
- II 電子図書館法制の変遷
  - 1 情報格差解消のための図書館政策
  - 2 図書館情報化推進総合計画
  - 3 2000年著作権法改正
  - 4 2003年著作権法改正
- III オンライン資料収集に係る関連法改正
  - 1 図書館法改正の概要
  - 2 著作権法改正の概要

## IV おわりに

翻訳：図書館法

抄訳：著作権法

## I はじめに

遠い過去から現在にいたるまで、そして今この瞬間にも生産され続けている知的成果(すなわち図書、雑誌、学術論文等)を蓄積することは、私たちの文化の発展に欠かせない。最新の研究は、過去の知的成果の蓄積の上に作られていく。

世界各国の国立図書館が、納本制度を設けて国内の出版物を可能な限り網羅的に収集して利用に供するとともに、後世の人々のために保存するという重要な使命を担ってきたのも、その理由による。

しかし、紙という媒体を利用した情報が図書館に保存され、利用に供されてきたのとは対照的に、インターネット上の情報(オンライン情報)は次々に生産され、保存されることがないまま消滅していく。これまで紙という媒体で出版されてきた情報が電子化され、インターネットを介して流通するようになるという傾向も加速している。これらの情報を蓄積することは、図書館にとって大きな課題である。

さらに、アメリカの検索最大手グーグル

(Google)社が進める書籍のデジタル化事業「電子図書館プロジェクト」にみられるように、既存の書籍をデジタル化しネット上に流通させる試みもはじまっている。

本稿では、オンライン情報やデジタル化した情報を蓄積し利用者に発信する「電子図書館」の制度をどのように構築するかという議論に資するため、「IT 大国」韓国の電子図書館に係る法制について紹介する。

まず、「II 電子図書館法制の変遷」でこれまでの経緯と著作権法の関連規定を振り返ったのち、「III オンライン資料収集に係る関連法改正」で2009年3月に改正がなされた図書館法及び著作権法の関連規定について解説する。

末尾に、図書館法の全訳と、著作権法の関連規定の抄訳を付した。図書館法については、韓国において「図書館」がどのような位置付けにあり、それがどのように電子図書館につながっているのかという背景を示す必要があると考え、電子図書館に関連する規定だけでなく、すべての条項を訳出した。この韓国図書館法と日本の図書館法を見比べてみてほしい。韓国における図書館の位置付けがわが国のそれとはかなり異なることがわかるだろう。

## II 電子図書館法制の変遷

### 1 情報格差解消のための図書館政策

IT 大国である韓国は、電子図書館についても進んでいると評価される。では、韓国の電子図書館はどのように進められてきたのだろうか。

まず、韓国における「図書館法」の変遷をみてみよう。

韓国では、日本の図書館法制定(1950年)や、米国の図書館サービス法制定(1956年)に遅れて、1963年に初めて「図書館法」が制定された。<sup>(注1)</sup>

制定当時の図書館法は、第1条において「図書館の設置及び運営に関して必要な事項を規定」し、「図書館の健全な発展」を図り「国民の教育と文化の発展に寄与」するとその目的を定めていた。

その後、法律名称の変更を含む何度かの改正を経て、2006年10月4日、図書館の基本法として現在の形の図書館法が公布された。

この2006年図書館法(施行は2007年)は、第1条(目的)において「国民の情報アクセス権及び知る権利を保障する図書館の社会的責任及びその役割遂行に必要な事項を規定」するとして、国民の情報アクセス権と知る権利を保障することが図書館の社会的責任である(下線は筆者による。)ということを明確にしている。

これをみると、制定当初の図書館法の規定とはかなり異なる印象を受ける。この間、どのような変化があったのだろうか。

韓国では1997年の通貨危機後、IT立国を掲げる政府の主導によりインターネット普及に力が入れられ、日本よりも先にブロードバンドによるネット接続が一般化した。このような国をあげての情報インフラの拡充政策とそれともなうIT技術の飛躍的な発展は、図書館をとりまく環境をも大きく変化させていった。

この政府主導のIT立国政策推進の結果、韓国では国民のITスキル、情報リテラシーも急速に向上した。しかし、それとともに新たな課題が発生した。IT情報に接することで高度な知識を得ることができる人と、そうした情報に触れることができない情報弱者との間に生じる情報格差(Digital Divide)である。

金大中政権(当時)は、情報格差の解消が国の発展に不可欠と考え、農漁村地域などの情報化疎外地域における超高速情報通信網の構築や、情報リテラシー教育の推進、情報弱者に対する情報通信料金の減免など、情報へのアクセスや活用能力の違いによる情報格差の発生を抑

える政策を施行していった。<sup>(注2)</sup>

それとともに金大中大統領は、国民の情報化に対する要望を図書館が充足できるように、関係諸官庁が協議し、図書館情報化の総合対策を策定し、推進するよう指示した。<sup>(注3)</sup>

大統領のこの指示により、2000年3月、文化観光部(日本の省にあたる。現在の文化体育観光部)は、「図書館情報化推進総合計画」を策定し、総経費3068億ウォン(約237億円)を投入して図書館の情報化を推進した。後述するこの計画は、2000年から2002年にかけて全国各地の図書館のデジタル環境を整備し、電子図書館の基盤を構築していった。

以上のように、韓国では「国民の情報格差を是正」するために、国の総合的な図書館振興政策があり、それに基づいて電子図書館事業を進めていった。

このような経緯が、「国民の情報アクセス権と知る権利を保障する」ことは図書館の「社会的責任」であるという2006年図書館法の第1条の規定に端的に表れている。同法では、「知識情報格差の解消」と題する章(第8章)において、「図書館の責務」として、図書館は、すべての国民が身体的、地域的、経済的、社会的条件に関係なく公平な知識情報サービスを提供されるのに必要なあらゆる措置をとらなければならないと規定している。韓国の図書館情報政策は、図書館を「国の発展に直結する情報資源を統括する社会機構」として、さらには「国の繁栄の基盤を形成する基本的な施設」とみなしているとも指摘される。<sup>(注4)</sup>

さらに付け加えていえば、大統領制というトップダウンの意思決定が有効な韓国の政治的土壌も大きく影響している。2006年図書館法改正では、図書館政策の策定及び推進を担う大統領直属の組織として「図書館情報政策委員会」を設置(第12条 図書館情報政策委員会の設置)しており、同委員会は2008年8月に「先

進一流国家を先導する図書館」と題する図書館発展総合計画を発表している(第14条 図書館発展総合計画の策定による)。国のトップに立つ大統領の直属機関が図書館の発展計画を策定し、関係各省庁、地方自治体と共に施行していくというのは、韓国における図書館の位置付けを端的に示すものだろう。

## 2 図書館情報化推進総合計画

では2000年に策定された「図書館情報化推進総合計画」では、どのような事業が行われ、韓国の図書館にはどのような変化がおきたのだろうか。

図書館情報化推進総合計画は、文化観光部と国立中央図書館が中心となって、施設設備の拡充、ネットワークの構築、アプリケーションの提供及びコンテンツの拡充といった図書館情報化事業を推進していくものであった。これにより、2003年12月には全国375の公共図書館にデジタル資料室が設置された。同時に、国立中央図書館が開発した資料管理システムKOLAS IIが全国公共図書館に提供され、国家資料共同目録KOLIS-NET (Korean Library Information System Network : 国立中央図書館と384館の公共図書館が参加する総合目録データベース)が整備された。<sup>(注5)</sup>

こうした図書館の情報化推進と同時に、金大中大統領の指示の下に行われたのが、「情報化勤労事業」である。これは、ホワイトカラー失業者への雇用創出のための対策として、図書館の所蔵する情報資源のデジタル化を実施するというものである。この際に、主要図書館の所蔵する資料の原文データベース構築が行われた。原文データベースとは、書籍のページ1枚1枚をスキャンした画像の蓄積である。

これらの事業推進により、公共図書館は、それまでの印刷資料中心から、一挙にデジタル資料サービスまで行えるハイブリッド図書館環境

に整備された。<sup>(注6)</sup>

付け加えて、同時期には国家電子図書館構築<sup>(注7)</sup>の進展もあった。これは、8つの韓国国内の主要な図書館が、情報検索性プロトコルの代表的な規格である「Z39.50プロトコル」及びメタ検索に基づく統合電子図書館システムを構築し、デジタル原文資料をインターネットで提供する仮想図書館である。国立中央図書館をはじめ、国会図書館、最高裁判所図書館、韓国科学技術情報研究院などの8つの国立機関が連携し、対象分野の重複投資がないよう構築したもので、参加する8機関70データベースを統合検索できるようになっている。利用者は著作権に抵触しない範囲の原文を無料で閲覧、出力することができる。つまり、自宅にしながら、国立中央図書館等の主要図書館が所蔵している資料の原文を閲覧し、印刷することもできるのである。

## 3 2000年著作権法改正

2で述べた図書館情報化推進総合計画の推進に伴い、2000年の著作権法改正<sup>(注8)</sup>が行われた。この改正は、図書館が所蔵資料をデジタル化(複製)し、図書館内において利用に供すること、さらには、他の図書館に対し伝送することを認める改正である。

この改正案の主要骨子には、以下の通り記述されている。

「電子図書館構築事業を支援するために、図書館が図書等の著作物をコンピュータ等により複製し、当該図書館及び他の図書館の利用者が閲覧することができるよう伝送する場合は、著作者の利用許諾を受けずにこれを行うことができるようにする」。

これにより、第28条(図書館等における複製等)に第2項として「図書館等は、コンピュータ等の情報処理能力を有する装置を通じて、当該施設とは異なる図書館等において利用者が図書等を閲覧することができるように、これを複製

し、送信することができる」という規定が新設された。

この規定により、図書館による所蔵資料の原文データベース構築と他の図書館への伝送による提供に法的な根拠が与えられ、これまで都市と農村の間にあった情報格差も一気に解消することができた。しかし、著作物の「利用」と著作財産権の「保護」を考えれば、若干バランスを欠く規定であったという指摘もある。

#### 4 2003年著作権法改正

図書館所蔵資料のデジタル化と図書館間での伝送に、いわば無制限の免責を与えた上記の2000年著作権法は、2003年に再度改正されるにいたった。ここで、いわば「利用」と「保護」のバランスがとられたのである。

2003年4月に国会で可決された著作権法では、国や地方自治体等を著作権者とする資料を除く一般の図書等について、他の図書館等の館内で閲覧できるように複製したり伝送したりする場合には、図書館は、文化観光部長官が定めて告示する基準による補償金を著作財産権者に支払い、又はこれを供託するように定めた。補償金支払いの方法と手順に関しては大統領令で定めることになり、実際には韓国複写伝送管理センターがその徴収と分配を担当することになった。この補償金の支払いは、1枚印刷につき5ウォン(約0.08円)、1ファイル閲覧につき20ウォン(約1.54円)と価格が決まっており、半年間で徴収した補償金総額は2000万ウォン(約154万円)だった<sup>(注9)</sup>という。

また、図書館内でPCを通じて同時に閲覧させることができる資料は、その図書館が所蔵する資料の部数又は著作権者から利用許諾を受けた部数を超えてはならないとの制限がおかれた。図書等については販売から5年以内は図書館間での伝送は禁じられている。

なおこの著作権法改正により、デジタル化し

た資料を他の図書館で閲覧した場合にかかる補償金の支払いについて、障害者、高齢者、基礎生活保障(日本の生活保護に相当)受給権者といった情報弱者に対する情報格差の拡大につながるのではないかとの懸念があったが、その後の2009年の図書館法改正により、これらの者が支払うべき補償金について国や地方自治体が予算の範囲内で全部又は一部を補助することができるという規定(第44条 知識情報格差解消の支援)が新設されている。これもまた、情報格差を是正する図書館政策の一環といえるだろう。

### III オンライン資料収集に係る関連法改正

2009年3月2日、図書館法改正案及び著作権法一部改正案が国会本会議において可決され、3月25日に公布された。2つの改正法は、半年後の2009年9月26日から施行されている。

この新しい図書館法と著作権法を一言で表現すれば、「本格的なオンライン時代の図書館法・著作権法」である。

これまで、韓国ではオンライン資料の収集について法制化されておらず、国立中央図書館が2004年から限定的な収集プロジェクトであるOASIS(Online Archiving & Searching Internet Sources)により研究報告書、刊行物、政策資料、統計資料等、主にウェブサイトの「資料室」等で提供されるオンライン資料などを収集するに留まっていた<sup>(注10)</sup>。

2008年前後から、オンライン資料収集の制度化を試みる法案が提出されていたところ、最終的に2009年3月にこれら2つの法案が同時可決されるに至ったのである。

なお、同時期にオンライン資料収集の制度化を図る「オンライン・デジタル資料納本及び利用に関する法律案」も提出されていたが、結果的にはこの2つの法改正が行われたため、今後同法案が国会において議論される可能性はなく

(注11)  
なった。

## 1 図書館法改正の概要

図書館法の改正では、「図書館資料」の概念を、これまでのオフライン媒体から拡大してオンラインを包括するコンテンツとして再定義し、国立中央図書館がインターネット上のオンライン資料を収集し保存することができる根拠となる規定が新設されている。

まず、第2条(定義)において「図書館資料」を「印刷資料、筆写資料、視聴覚資料、マイクロ形態資料、電子資料、その他障害者のための特殊資料等、知識情報資源の伝達を目的として情報が蓄積されたあらゆる資料(オンライン資料を含む。)で、図書館が収集、整理及び保存する資料」と定義した(下線部は筆者による)。「オンライン資料」については、「情報通信網を通じて公衆送信される資料」と定義している。

この「オンライン資料」の収集については、第20条の2(オンライン資料の収集)が新設され、第1項において「国立中央図書館は、大韓民国において提供されるオンライン資料のうち保存価値が高いオンライン資料を選定し、収集及び保存しなければならない」と規定した(下線部は筆者による)。この条では、以下、技術的な保護措置が取られているため収集できない場合には国立中央図書館が協力要請を行うことができ、要請を受けた提供者は特別な理由がない限りそれに応じなければならない(第2項)、収集されたオンライン資料に自己の個人情報が含まれていた者は訂正や削除の請求、権利及び利益の侵害に対する行政審判の請求又は行政訴訟の提起を行うことができる(第3項及び第4項)、販売用のオンライン資料収集については、国立中央図書館が補償金を支払う(第5項)等の規定がおかれている。

なお、収集対象となるオンライン資料の選定、種類、形態や、収集手続き、補償等に関して必

要な事項については大統領令に委任(第6項)されている。これを受けて制定された図書館法施行令によれば、オンライン資料とは電子的形態で作成されたウェブサイト、ウェブ資料等で、国立中央図書館長が新設される「図書館資料審議委員会」の審議を経て選定し、告示する資料とされている(施行令第13条の2)。

図書館資料審議委員会は、委員長を含め15名以内の委員で構成され、教育科学技術部、行政安全部、文化体育観光部の者以外に「図書館及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者のうち、国立中央図書館長が委嘱する者」で構成される(施行令第13条の3)。

## 2 著作権法改正の概要

改正された図書館法と同日に可決、公布された著作権法は、この図書館法第20条の2の規定によるオンライン資料収集の場合には、複製を認めるよう改正されている。

具体的には、第31条(図書館等における複製等)に第8項「図書館法第20条の2により、国立中央図書館がオンライン資料の保存のために収集する場合には、当該資料を複製することができる」という規定を新設している。

## IV おわりに

知識基盤社会(Knowledge-based society)という言葉がある。OECDの報告書などにもみられるもので、「新しい知識・情報・技術が政治・社会・経済をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」を指す言葉とされる。わが国でも、平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において21世紀を知識基盤社会の時代であると述べているが、それほど一般化した言葉とは言えない。

しかし韓国においては、この「知識基盤社会」は様々な領域の政策文書、研究報告書、報道等

に頻繁に見られる。官民共に「知識基盤社会」で先進国になろうと活発に動いている。

韓国のこの知識基盤社会に対する意気込みは、まさにここで紹介した電子図書館法制にも表れているとあっていいだろう。ここでは議論を簡潔にするため電子図書館法制に限定して記述したが、そのほかにも韓国に関するウェブ情報を統合的に検索するためのポータルサイト「国家知識ポータル」構築等の事業が行われて<sup>(注12)</sup>いる。国全体が、まさに「知識基盤社会」に向けて一直線に進んでいるのである。

2009年5月には、国立中央図書館の傘下機関である国立デジタル図書館が開館した。このデジタル図書館は、インターネット上のサービスだけではなく、多様なデジタル資料を収集、整理、保存し、かつ、その情報を用いたサービスを研究、開発、提供するための拠点となるという。

なお、わが国では、国立国会図書館がデジタル化した所蔵資料を2002年から提供している。その数は明治・大正期の著作権保護期間が満了した出版物を中心に約15万点となっている。2010年1月には国立国会図書館が原資料の保存を目的として行う資料のデジタル化に関する著作権法が施行される予定である。また、同じく国会図書館法及び著作権法改正により、国や地方公共団体等が提供するインターネット資料を国立国会図書館が複製し収集できるよう規定された。

今後わが国がデジタル化時代に見合った電子図書館を構築するにあたり、韓国の事例は関心をひくところであろう。

\* インターネット情報はすべて 2009年10月18日現在のものである。

\* 法案等については、韓国国会「立法統合知識管理システム」〈<http://likms.assembly.go.kr/>〉によった。

## 注

- (1) 韓国図書館法の沿革及び背景については、以下の文献を参照。金智鉉「韓国の図書館法：歴史的歩みと課題」『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究』no.7, 2008.3, pp.83-91.
- (2) 金智鉉「韓国の2006年図書館法と情報格差への取り組み」『図書館界』vol.60 no.6, 2009.3, p.396. 第三章の記述は、同論文に大きな示唆を得た。
- (3) 2003年6月18日に行われた国立国会図書館と韓国国立中央図書館による第7回業務交流において、韓国側代表の李仙(イ・ソン)情報化担当官室事務官は、以下のように述べている(事務用資料)。『図書館情報化総合計画』については、面白いエピソードがあります。2000年3月に、韓国国営放送であるKBSの9時台の番組で『図書館の情報化、その死角地帯』という番組がありました。その番組を、たまたま韓国の大統領が御覧になって、その番組によって初めて、図書館がいかに劣悪な環境にあるかということを知り、大統領直々に、図書館の情報化総合計画を推進するよにというお達しがあつて、関係省庁が協力してこの問題に取り組んだ、という経緯があります。
- (4) 金容媛「韓国における図書館情報政策」『情報の科学と技術』vol.57 no.1, 2007, pp.2-8.
- (5) 林昌夫「韓国公共図書館の最近の状況」『図書館雑誌』vol.100 no.6, 2006.6, pp.368-371.
- (6) 同上, p.369.
- (7) 国家電子図書館のURLは以下の通り。〈<http://www.dlibrary.go.kr/JavaClient/jsp/ndli/index.jsp>〉
- (8) 著作権法の沿革情報については、国家法令情報センターのウェブサイト〈<http://www.law.go.kr/LSW/Main.html>〉を利用した。
- (9) 「韓国の図書館補償金制度の実態」「カレントアウェアネスポータル」2005.11.10.〈<http://current.ndl.go.jp/node/3158>〉
- (10) 韓国の特に政府機関や研究機関のウェブサイトの多くには、「資料室」というデータベースが設けられており、そこに一般向けに公開される資料が蓄積

されていることが多い。韓国国立中央図書館と国立国会図書館による2009年日韓業務交流時の韓国側報告書によると、2004年から2009年8月末までにOASISを通じて収集、保存されたオンライン資料の数は408,648件であり、そのうち著作権許諾を得て一般利用者に提供されている資料は合計で53,291件(13%)とされる。

- (11) 「オンライン・デジタル資料納本及び利用に関する法律案」の検討報告書によれば、「このような個別法で制定するか図書館法改正で対応するか考慮すべき」という意見が述べられており、最終的には後者が選択されたことになる。国会文化体育観光放送通信委員会『온라인 디지털자료 납본 및 이용에 관한

법률안 검토보고서』(オンライン・デジタル資料納本及び利用に関する法律案検討報告書) 韓国国会事務処, 2009, p.11. この報告書は、韓国国会議案情報システムの以下のページから入手可能である。〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_G0A8O0O9Y2M9E1L2N5A0X0T1R2S4I7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G0A8O0O9Y2M9E1L2N5A0X0T1R2S4I7)〉

- (12) 崔錫斗・田窪直規「韓国における国家知識ポータルとオンライン・デジタル資料の納本制度によるWebアーカイビング」『情報の科学と技術』vol.58 no.8, 2008, pp.401-407.

(しらいきょう・海外立法情報課)

# 図書館法

## 도서관법

(2009年3月25日一部改正) 法律第9528号<sup>(注1)</sup>

白井 京訳

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

この法律は、国民の情報アクセス権及び知る権利を保障する図書館の社会的責任及びその役割遂行に必要な事項を規定し、図書館の育成及びサービスを活性化することにより、社会全般に対する資料の効率的な提供及び流通、情報アクセス及び利用の格差解消並びに生涯教育の増進等、国及び社会の文化発展に貢献することを目的とする。

#### 第2条 (定義)

この法律で使用する用語の定義は、以下の通りである。<sup>(注2)</sup>

- 1 「図書館」とは、図書館資料を収集、整理、分析及び保存し、公衆に提供することによって、情報の利用、調査、研究、学習、教養及び生涯教育等に貢献する施設をいう。
- 2 「図書館資料」とは、印刷資料、筆写資料、視聴覚資料、マイクロ形態資料、電子資料、その他障害者のための特殊資料等、知識情報資源の伝達を目的として情報が蓄積されたあらゆる資料(オンライン資料を含む。)で、図書館が収集、整理及び保存する資料をいう。
- 3 「図書館サービス」とは、図書館が図書館資料及び施設を活用して公衆に提供し、又は支援する貸出、閲覧、レファレンスサービス、各種施設及び情報機器の利用サービス、図書館資料入手及び情報読解力強化のための利用指導教育並びに公衆の読書活動支援等の一切の有形又は無形のサービスをいう。

いう。

- 4 「公共図書館」とは、公衆の情報利用、文化活動、読書活動及び生涯教育のために国又は地方自治体が設立し運営する図書館(以下「公立公共図書館」という。)又は法人(「民法」その他の法律により設立された法人をいう。以下同じ。)、団体及び個人が設立し、運営する図書館(以下「私立公共図書館」という。)をいう。以下の施設は、公共図書館の範疇中に含まれる。
  - a 公衆の生活圏域において、知識情報及び読書文化サービスの提供を主たる目的とする図書館で、第5条の規定による公立公共図書館の施設及び図書館資料基準に達しない小さな図書館
  - b 障害者に図書館サービスを提供することを主たる目的とする障害者図書館
  - c 医療機関に入院中の者又は保護者等に図書館サービスを提供することを主たる目的とする病院図書館
  - d 陸軍、海軍、空軍等各級部隊の兵営内の将兵に図書館サービスを提供することを主たる目的とする兵営図書館
  - e 刑務所に収監されている者に図書館サービスを提供することを主たる目的とする刑務所図書館
  - f 子どもに図書館サービスを提供することを主たる目的とする子ども図書館
- 5 「大学図書館」とは、「高等教育法」第2条の規定による大学及び他の法律の規定により設立された大学教育過程以上の教育機関において、教授、学生及び職員に図書館サービスを提供することを主たる目的とする図

書館をいう。

- 6 「学校図書館」とは、「初中等教育法」第2条の規定による高等学校以下の各級学校において、教師、学生及び職員に図書館サービスを提供することを主たる目的とする図書館をいう。
- 7 「専門図書館」とは、その設立機関、団体の所属職員又は公衆に特定分野に関する専門的な図書館サービスを提供することを主たる目的とする図書館をいう。
- 8 「納本」とは、図書館資料を発行し、又は製作した者が、法令で定める機関に一定部数を義務的に提出することをいう。
- 9 「オンライン資料」とは、情報通信網（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号<sup>(注3)</sup>の情報通信網をいう。以下同じ。）を通じて、公衆送信（「著作権法」第2条第7号<sup>(注4)</sup>の公衆送信をいう。以下同じ。）される資料をいう。
- 10 「オンライン資料提供者」とは、情報通信網を通じてオンライン資料を公衆送信する者をいう。
- 11 「技術的保護措置」とは、「著作権法」により保護される著作権等の権利に対する侵害行為を効果的に防止又は抑制するためにその権利者又は権利者の同意を得た者が適用する技術的措置をいう。

### 第3条（適用範囲）

この法律は、情報館、情報センター、資料室、資料センター、文化センター並びにこれに類似する名称及び機能を有する施設のうち、大統領令が定めるところにより、文化体育観光部長官が認定する施設についても適用する。

### 第4条（国及び地方自治体の責務）

国及び地方自治体は、国民が自由にかつ平等に知識情報にアクセスし、これを利用すること

ができるよう図書館の発展を支援しなければならない。かつこれに必要な施策を講じなければならない。

### 第5条（図書館の施設及び図書館資料）

- ① 図書館は、図書館資料の保存、整理及び利用者の便宜に適した施設並びに図書館資料を備えなければならない。
- ② 第1項による図書館の施設及び図書館資料の基準は、大統領令で定める。

### 第6条（司書職員等）

- ① 図書館は、大統領令が定めるところにより、図書館運営に必要な司書職員、初中等教育法第21条第2項による司書教師及び実技教師を置かなければならず、図書館運営に必要な電算職員等の専門職員を置くことができる。
- ② 第1項の規定による司書職員の区分、資格要件及び養成に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ③ 国及び地方自治体は、図書館職員の専門的業務遂行能力の向上のために努力し、そのための教育機会を提供しなければならない。

### 第7条（図書館の利用及び提供等）

- ① 図書館は、図書館資料の流通、管理及び利用等に関する業務の効率性を高め、知識情報の共同利用のために他の図書館と協力しなければならない。
- ② 図書館は、住民に多様なサービスを提供するために、博物館、美術館、文化院及び文化の家等の各種文化施設、教育施設、行政機関、関連団体並びに地域社会と協力しなければならない。
- ③ 大学図書館、学校図書館、専門図書館等は、その設立目的の遂行に支障がない範囲内で、公衆の利用に施設及び図書館資料を提供することができる。

## 第8条(利用者の個人情報保護)

図書館は、図書館利用者の個人情報保護のために、次の各号の施策を講じなければならない。

- 1 利用者の情報の収集、管理及び公開等に関する規定の制定に関する事項
- 2 図書館職員に対する関連教育の実施に関する事項
- 3 その他、利用者の個人情報保護に関連して、図書館長が必要と判断した事項

## 第9条(金銭等の寄付)

何人も、図書館の設立、施設、図書館資料及び運営を支援するために、金銭その他の財産を図書館に寄付することができる。

## 第10条 削除

## 第11条(他の法律との関係)

図書館に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律が定めるところによる。

## 第2章 図書館政策の策定及び推進体制

### 第12条(図書館情報政策委員会の設置)

- ① 図書館政策に関する主要事項を策定、審議及び調整するために、大統領の下に図書館情報政策委員会(以下「図書館委員会」という。)を置く。
- ② 図書館委員会は、次の各号の事項を策定し、審議し、調整する。
  - 1 第14条の総合計画の策定に関する事項
  - 2 図書館関連の制度に関する事項
  - 3 国及び地方の図書館の運営システムに関する事項
  - 4 図書館の運営評価に関する事項
  - 5 図書館及び図書館資料へのアクセス及び利用格差の解消に関する事項

6 図書館専門人材の養成に関する事項

7 その他、図書館政策のために大統領令で定める事項

- ③ 図書館委員会の事務を行うために、委員会に事務機構を置く。第2項の規定による機能を遂行するために、文化体育観光部に企画団を置く。
- ④ 図書館委員会の事務機構及び企画団の設置及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑤ 委員長は、事務機構及び企画団の業務遂行のために必要な場合は、関係する行政機関の公務員又は関連団体の役職員の派遣を要請することができる。この場合、要請された機関の長は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

### 第13条(図書館委員会の構成)

- ① 図書館委員会は、委員長1名及び副委員長1名を含む30名以内の委員で構成する。
- ② 委員長は、大統領が委員の中から委嘱する。副委員長は、文化体育観光部長官をもってこれに充てる。委員は、次の各号の者をもってこれに充てる。
  - 1 大統領令が定める関係中央行政機関の長及びこれに準ずる機関の長
  - 2 図書館に関する専門知識及び経験が豊富な者のうち委員長が委嘱する者。ただし、初代委員は、副委員長が委嘱する。
  - ③ 委員長は、会議を招集し、主宰する。
  - ④ 委員長は、必要な場合には、副委員長をして職務を代行させることができる。
  - ⑤ 第2項第2号の規定による委員の任期は2年とするが、1回に限り再任することができる。
  - ⑥ 委員が事故により職務を遂行できないか、又は欠員が生じたときは、遅滞なく新しい委員を任命しなければならない。この場合、補

充任命された委員の任期は、前任委員の残余期間とする。

- ⑦ 図書館委員会の運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第14条(図書館発展総合計画の策定)

- ① 図書館委員会委員長は、図書館の発展のため、5年ごとに図書館発展総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- ② 総合計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
- 1 図書館政策の基本方向に関する事項
  - 2 図書館政策の推進目標と方法に関する事項
    - a 図書館の役割強化に関する事項
    - b 図書館の環境改善に関する事項
    - c 図書館の協力システムの活性化に関する事項
    - d その他図書館政策の主要施策に関する事項
  - 3 重点的に推進する課題及び関係官庁等との協力に関する事項

#### 第15条(年度別施行計画の策定等)

- ① 中央行政機関の長及び特別市長、広域市長、道知事及び特別自治道知事(以下「市及び道知事」という。)は、総合計画に基づき、毎年12月末まで年度別施行計画(以下「施行計画」という。)を策定し、推進しなければならない。
- ② 施行計画を策定し、推進する際に、市及び道知事は、当該地域の教育監<sup>(注5)</sup>と協議することができる。
- ③ 施行計画の策定及び推進に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第16条(財源の調達)

- ① 国及び地方自治体は、総合計画及び施行計画の推進のために必要な財源を確保しなければ

ならない。

- ② 図書館の発展のために必要な財源の全部又は一部を「文化芸術振興法」第16条に規定する文化芸術振興基金から出捐し、又は補助することができる。

#### 第17条(図書館関連協会等の設立)

- ① 文化体育観光部長官は、図書館相互間の図書館資料交換、業務協力及び運営管理に関する研究、関連国際団体との相互協力、図書館サービス振興及び図書館の発展、職員の資質向上並びに共同利益の増進のために必要な場合には、図書館関連協会等(以下「協会等」という。)の法人設立を許可することができる。
- ② 国は、第1項の規定による協会等の運営に必要な経費を補助することができる。
- ③ 協会等に関しては、この法律の規定を除き「民法」のうち非営利法人の規定を準用する。

### 第3章 国立中央図書館

#### 第18条(設置等)

- ① 文化体育観光部長官は、その所属の下に、国を代表する図書館として国立中央図書館を置く。
- ② 国立中央図書館は、国の代表図書館として、効率的な業務処理及び地域間の図書館の均衡発展のために必要な場合には、地域別又は分野別の分館を置くことができる。
- ③ その他、国立中央図書館の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第19条(業務)

- ① 国立中央図書館は、次の各号の業務を遂行する。
- 1 総合計画による関連施策の施行
  - 2 国内外の図書館資料の収集、提供及び保存管理

- 3 国の書誌作成及び標準化
  - 4 情報化を通じた国家文献情報体系の構築
  - 5 図書館職員の教育訓練等、国内の図書館に対する指導、支援及び協力
  - 6 外国の図書館との交流及び協力
  - 7 図書館発展のための政策開発及び調査研究
  - 8 「読書文化振興法」による読書振興活動のための支援及び協力
  - 9 その他、国の代表図書館としての機能を遂行するのに必要な業務
- ② 第1項に規定する業務遂行に関して必要な事項は、大統領令で定める。
  - ③ 第1項第7号の業務遂行のために国立中央図書館に図書館研究所(以下「研究所」という。)を置く。
  - ④ 研究所の設立、運営及び業務に関しては、大統領令で定める。
  - ⑤ 国立中央図書館は、その業務を効率的に遂行するために、国会図書館と協力しなければならない。

#### 第20条(図書館資料の納本)

- ① 何人も、図書館資料(オンライン資料を除く。以下この条で同じ。)を発行し、又は製作した場合は、発行日又は製作日から30日以内に、その図書館資料を国立中央図書館に納本しなければならない。修正増補版である場合もまた、同じである。
- ② 国立中央図書館は、第45条第2項第3号に規定する業務を遂行するために必要な場合は、図書館資料を発行又は製作した者に、デジタルファイル形態でも納本するよう要請することができる。要請を受けた者は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ③ 国立中央図書館は、第1項及び第2項の規定により図書館資料を納本した者に、遅滞な

く納本証明書を交付しなければならない。納本した図書館資料の全部又は一部が販売用である場合には、その図書館資料に対し、正当な補償をしなければならない。

- ④ 納本対象図書館資料の選定、種類、形態、部数、納本手続き及び補償等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第20条の2(オンライン資料の収集)

- ① 国立中央図書館は、大韓民国において提供されるオンライン資料のうち保存価値が高いオンライン資料を選定し、収集及び保存しなければならない。
- ② 国立中央図書館は、技術的保護措置等によりオンライン資料の収集が制限される場合には、当該オンライン資料提供者に協力を要請することができる。要請を受けたオンライン資料提供者は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ③ 収集されたオンライン資料に自己の個人情報が含まれている事実を知った者は、大統領令で定める方式により、国立中央図書館長に当該情報の訂正又は削除等を請求することができる。
- ④ 第3項による請求に対し、国立中央図書館長が行った処分又は不作為により権利又は利益の侵害を受けた者は、「行政審判法」で定めるところにより行政審判を請求し、又は「行政訴訟法」で定めるところにより行政訴訟を提起することができる。
- ⑤ 国立中央図書館は、第1項により収集するオンライン資料の全部又は一部が販売用である場合は、そのオンライン資料に対し正当な補償をしなければならない。
- ⑥ 収集対象オンライン資料の選定、種類、形態、収集手続き及び補償等に関して必要な事項は、大統領令で定める。<sup>(注6)</sup>

**第21条(国際標準資料番号)**

- ① 図書又は逐次刊行物を発行しようとする公共機関、個人及び団体は、その図書又は逐次刊行物に対し、国立中央図書館から国際標準資料番号(以下「資料番号」という。)の付与を受けなければならない。
- ② 国立中央図書館は、第1項の規定による業務を効率的に遂行するために、出版等関連専門機関及び団体等と相互に協力しなければならない。
- ③ 資料番号の付与に必要な事項は、大統領令で定める。

**第4章 地域代表図書館****第22条(設置等)**

- ① 特別市、広域市、道及び特別自治道(以下「市及び道」という。)は、当該地域の図書館施策を策定して施行し、これに関連するサービスを体系的に支援するために、地域代表図書館を指定し、又は設立し、運営しなければならない。
- ② 第1項の規定による地域代表図書館の設立及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第23条(業務)**

地域代表図書館は、次の各号の業務を遂行する。

- 1 市及び道単位の総合的な図書館資料の収集、整理、保存及び提供
- 2 地域の各種図書館への支援及び協力事業の遂行
- 3 図書館業務に関する調査及び研究
- 4 地域の図書館資料収集への支援及び他の図書館から移管された図書館資料の保存
- 5 国立中央図書館の図書館資料収集活動及び図書館協力事業等への支援

- 6 その他、地域代表図書館として必要な業務

**第24条(地方図書館情報サービス委員会の設置等)**

- ① 市及び道は、管轄地域内にある図書館の均衡のとれた発展及び知識情報格差の解消に関する主要事項を審議するために、地方図書館情報サービス委員会(以下「地方図書館委員会」という。)を置く。
- ② 地方図書館委員会は、次の各号の事項を審議する。
  - 1 地方図書館の均衡のとれた発展に関する事項
  - 2 地方図書館の知識情報格差の解消に関する事項
  - 3 その他、地方図書館政策のために地方図書館委員会で必要と認定する事項
- ③ 地方図書館委員会は、委員長1名及び副委員長1名を含む15名以内の委員で構成する。
- ④ 委員長には市長又は道知事を充て、副委員長には地域代表図書館長を充てる。委員は、図書館に関する専門知識及び経験が豊富な者の中から、委員長が委嘱する。
- ⑤ 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- ⑥ 委員長は、必要な場合は、副委員長をして職務を代行させることができる。
- ⑦ 地方図書館委員会の運営に関して必要な事項は、当該地方自治体の条例で定める。

**第25条(運営費の補助)**

国は、図書館協力システムの効率的な運営のために、地域代表図書館を設置した市及び道に対し、事業費の一部を補助することができる。

**第26条(図書館資料の提出)**

- ① 地方自治体が資料を発行し、又は製作した場合は、発行日又は製作日から30日以内に、

管轄地域内にある地域代表図書館にその図書館資料を提出しなければならない。修正増補版である場合もまた、同じである。

- ② 提出の対象となる図書館資料の種類、部数及び提出手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## 第4章の2 公共図書館

### 第27条(設置等)

- ① 国又は地方自治体は、大統領令が定めるところにより、公立公共図書館を設立し、育成しなければならない。
- ② 何人も、私立公共図書館を設立し、運営することができる。
- ③ 第1項の規定により設立された公立公共図書館は、「図書館」という名称を使用しなければならない。

### 第28条(業務)

公共図書館は、情報、文化及び教育センターとして遂行すべき機能を発揮できるよう、次の各号の業務を遂行する。

- 1 図書館資料の収集、整理、保存及び公衆への利用提供
- 2 公衆に必要な情報の提供及び地方行政に必要な情報の提供
- 3 読書の生活化のための計画の策定及び実施
- 4 講演会、展示会、読書会、文化行事及び生涯教育関連行事の主催又は奨励
- 5 他の図書館との緊密な協力及び図書館資料の相互貸借
- 6 地域特性に応じた分館等の設立及び育成
- 7 その他、公共図書館としての機能遂行に必要な業務

### 第29条(公立公共図書館の運営及び支援等)

- ① 国及び地方自治体は、図書館の設立、運営及び図書館資料の収集に関して必要な経費の一部を補助する等、公立公共図書館の均衡のとれた発展及び効率的な運営のために必要な支援を行うことができる。
- ② 地方自治体が設立し、運営する公立公共図書館の運営費については、当該地方自治体の一般会計で負担しなければならない。
- ③ 「地方教育自治に関する法律」第32条の規定により教育監が設立し、運営する公立公共図書館については、当該地方自治体の一般会計予算の範囲内で運営費の一部を負担しなければならない。

### 第30条(公立公共図書館の館長及び図書館運営委員会)

- ① 公立公共図書館の館長には、司書職の者を任命する。
- ② 公立公共図書館は、当該図書館の効率的な運営を図り、各種の文化施設と緊密に協力するために、図書館運営委員会を置かなければならない。
- ③ 第2項の規定による図書館運営委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、当該地方自治体の条例で定める。

### 第31条(私立公共図書館の登録及び閉館)

- ① 何人も、私立公共図書館を設立しようとするときは、第5条及び第6条に規定する施設、図書館資料及び司書職員等に関する基準を満たせば、大統領令が定めるところにより市長、郡守又は自治区の区長(以下「市、郡又は区の長」という。)に登録を申請することができる。この場合、市、郡又は区の長は、登録証を交付しなければならない。
- ② 第1項により登録した者がその登録事項を変更しようとするときは、変更登録をしなければならない。

- ③ 第1項の規定により登録した私立公共図書館の設立者が当該図書館を閉館しようとするときは、市、郡又は区の長に登録証を返納しなければならない。

### 第31条の2(登録の取消し等)

- ① 市、郡又は区の長は、第31条第1項の規定により登録した私立公共図書館が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、期限を定めて是正を要求し、又は6か月以内の期間を定めて運営停止を命じることができる。
- 1 虚偽その他の不正な方法で登録した場合
  - 2 第31条第2項の規定による変更登録をしない場合
  - 3 第5条及び第6条の規定による施設及び図書館資料基準等を維持することができず、第28条の規定による業務を遂行することができないと認められる場合
  - 4 その他、この法律による図書館の設立目的に違反して管理し、又は運営した場合
- ② 第1項の規定により登録が取り消されたときは、その図書館の代表者は、市、郡又は区の長に1か月以内に登録証を返納しなければならない。

### 第31条の3(聴聞)

市、郡又は区の長が、第31条の2の規定により登録を取り消そうとする場合は、聴聞を実施しなければならない。

### 第32条(私立公共図書館の支援等)

国及び地方自治体は、第31条第1項の規定により登録した私立公共図書館の均衡のとれた発展と効率的な運営に必要な支援を行うことができる。

### 第33条(使用料等)

公共図書館は、大統領令が定めるところによ

り、利用者から使用料等を受けることができる。

## 第5章 大学図書館

### 第34条(設置)

「高等教育法」第2条の規定による大学及び他の法律の規定により設立された大学教育過程以上の教育機関には、大学図書館を設置しなければならない。

### 第35条(業務)

大学図書館は、教授及び学生の研究及び教育活動並びに教職員等の知識情報涵養に必要な次の各号の業務を遂行する。

- 1 大学教育に必要な各種情報資料の収集、整理、保存及びサービス提供
- 2 効率的な教育過程の遂行のための支援
- 3 他の図書館及び関連機関との相互協力及びサービス提供
- 4 その他、大学図書館としての機能遂行に必要な業務

### 第36条(指導及び監督)

大学図書館は、「高等教育法」、「私立学校法」及びその他の法律の規定による当該大学の指導及び監督又は教育機関の監督庁の指導及び監督を受けなければならない。

## 第6章 学校図書館

### 第37条(設置)

「初等中等教育法」第2条の規定による学校には、学校図書館を設置しなければならない。

### 第38条(業務)

学校図書館は、学生及び教員等の教授及び学習活動を支援するために、次の各号の業務を遂行する。

- 1 学校教育に必要な図書館資料の収集、整理、保存及び利用サービス提供
- 2 学校が所蔵する教育資料の統合管理及び利用提供
- 3 視聴覚資料及びマルチメディア資料の開発、製作及び利用提供
- 4 情報管理システム及び通信網を利用した情報共有体制の構築及び利用提供
- 5 図書館利用の指導及び読書教育、協力授業等を通じた情報活用の教育
- 6 その他、学校図書館として行うべき機能の遂行に必要な業務

### 第39条(指導及び監督)

学校図書館は、「初中等教育法」、「私立学校法」及びその他の法律の規定による当該学校の監督庁の指導及び監督を受ける。

## 第7章 専門図書館

### 第40条(登録及び閉館)

- ① 国、地方自治体、法人、団体又は個人は、専門図書館を設立することができる。
- ② 何人も、専門図書館を設立(以下「私立専門図書館」という。)しようとするときは、第5条及び第6条の規定による施設、図書館資料及び司書職員等に関する基準を満たせば、大統領令が定めるところにより、市、郡又は区の長に登録を申請することができる。この場合、市、郡又は区の長は、登録証を交付しなければならない。
- ③ 第2項の規定により登録した私立専門図書館の設立者が、当該図書館を閉館しようとするときは、市、郡又は区の長に登録証を返納しなければならない。

### 第41条(業務)

専門図書館は、次の各号の業務を遂行する。

- 1 専門的な学術及び研究活動に必要な図書館資料の収集、整理、保存及び利用サービスの提供
- 2 学術及び研究活動に対する迅速かつ効率的な支援
- 3 他の図書館との図書館資料共有をはじめとする多様な協力活動
- 4 その他、専門図書館としての機能遂行に必要な業務

### 第42条(準用)

第40条第2項の規定により登録された私立専門図書館に対して、第32条の規定を準用する。

## 第8章 知識情報格差の解消

### 第43条(図書館の責務)

- ① 図書館は、「情報格差解消に関する法律」第10条の規定により、知識情報格差解消のための施設、図書館資料及びプログラムを整備し、運営しなければならない。
- ② 図書館は、すべての国民が身体的、地域的、経済的、社会的条件にかかわらず公平な知識情報サービスを提供されるために必要なあらゆる措置をとらなければならない。
- ③ 図書館は、知識情報格差解消のための施設及びサービスを提供する場合は、障害者その他の大統領令が定める知識情報脆弱階層<sup>(注7)</sup>(以下、「知識情報脆弱階層」という。)のアクセス及び利用便宜を増進するために最善を尽くさなければならない。

### 第44条(知識情報格差解消の支援)

- ① 国及び地方自治体は、知識情報脆弱階層が図書館施設及びサービスを自由に利用することができるよう必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、「情報格差解消に関

する法律」第10条第2項及び第3項の規定により、知識情報脆弱階層の知識情報アクセス及び利用環境を改善するために、図書館が図書館資料、施設、情報機器及びソフトウェア等を整備するために必要な財政の一部を支援することができる。

- ③ 国及び地方自治体は、知識情報脆弱階層が図書館資料を利用する場合は、「著作権法」第31条第5項の規定により著作財産権者に支払うべき補償金について、予算の範囲内でその全部又は一部を補助することができる。

#### 第45条(国立障害者図書館支援センターの設立及び運営)

- ① 国立中央図書館長の所属下に、知識情報脆弱階層のなかでも特に障害者に対する図書館サービスを支援するために、国立障害者図書館支援センター(以下「支援センター」という。)を置く。
- ② 支援センターは、次の各号の業務を遂行する。
- 1 図書館の障害者サービスのための国の施策の策定及び統括
  - 2 障害者サービスのための図書館基準及び指針の制定
  - 3 障害者のための読書資料、学習教材、利用説明書等の製作及び配布
  - 4 障害者のための情報サービス及び特殊設備の研究及び開発
  - 5 障害者の情報サービスを担当する専門職員の教育
  - 6 障害者の情報サービスのための国内外の図書館との協力
  - 7 その他、障害者に必要な図書館サービスに関する業務
- ③ 支援センターの設立、運営及び業務に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## 第9章 補則

### 第46条(権限の委任及び業務の委託)

この法律による文化体育観光部長官の権限は、その一部を市及び道知事に委任し、又は協会及び関連団体に業務を委託することができる。この場合、文化体育観光部長官は、委託業務遂行のために協会及び団体等に事業費を含む運営費を支援することができる。

### 第47条(過料)

- ① 第20条第1項の規定に違反した者には、当該図書館資料の定価(その図書館資料が非売資料である場合には、当該発行図書館資料の原価)の10倍に相当する金額以下の過料を科する。
- ② 第1項の規定による過料は、文化体育観光部長官が科し、徴収する。

### 第48条 削除

#### 付則<第9528号>

- ① (施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。
- ② (小さな図書館に関する経過措置)この法律の施行当時、登録及び申告された文庫は、第2条第4号a目の改正規定による小さな図書館とみなす。

#### 注

- (1) この法律の原文は、韓国国家法令情報センター<<http://www.law.go.kr/LSW/Main.html>>で入手したものである。原文には、改正された各条項にく改正2009.3.25.>と日付が記入されているが、ここではすべて省略した。
- (2) 韓国国会図書館については、「国会図書館法」という別の法律で規定されている。
- (3) 同法の該当部分は、以下の通りである。

## 第2条(定義)

①この法律で使用する用語の定義は、以下の通りである。

1「情報通信網」とは、「電気通信基本法」第2条第2号の規定による電気通信設備を利用し、又は電気通信設備並びにコンピュータ及びコンピュータの利用技術を活用して情報を収集し、加工し、保存し、検索し、送信し、又は受信する情報通信体制をいう。

(4) 同法の該当部分は、以下の通りである。

## 第2条(定義)

この法律で使用する用語の定義は、以下の通りである。

1～6(略)

7「公衆送信」とは、著作物、実演、音盤、放送又はデータベース(以下「著作物等」という。)を、公衆に受信させ、又はアクセスさせる目的で、無線又は有線通信の方法により送信し、利用に供することをいう。

(5) 教育監とは、各自治体(市、道)の教育業務を執行する教育庁の長である。2007年の教育法改正により、直接選挙により選出されるようになった。

(6) 同施行令の該当部分は以下の通りである。

## 第13条の2(オンライン資料の収集)

①法第20条の2第1項の規定により国立中央図書館が収集するオンライン資料は、電子的形態で作成されたウェブサイト、ウェブ資料等で、国立中央図書館長が第13条の3の規定による図書館資料審議委員会の審議を経て選定し、告示する資料とする。

②国立中央図書館長は、法第20条の2第1項の規定により収集するオンライン資料の全部又は一部が販売用である場合には、そのオンライン資料を提供した者に、図書館資料収集証明書を発給(電子文書による発給を含む。)しなければならない。

③第2項の規定により図書館資料収集証明書を発給されたオンライン資料提供者は、文化体育観光部令に定めるところにより、図書館資料補償請求書を国立中央図書館長に提出(電子文書による提出を含む。)しなければならない。

④国立中央図書館長は、法第20条の2第1項の規定により収集するオンライン資料に対し、その代価を正当に補償することが難しい場合は、図書館資料から当該オンライン資料を削除する等の措置をとることができる。

## 第13条の3(図書館資料審議委員会の設置)

①法第20条の規定により納本される図書館資料及び法第20条の2の規定により収集されるオンライン資料の選定、種類、形態及び補償等に関する主要事項を審議するために、国立中央図書館に図書館資料審議委員会(以下「審議委員会」という。)を置く。

②審議委員会は、委員長を含め15名以内の委員で構成する。

③委員には、次の各号の者を充て、委員長は、第2号により委嘱された委員の中から互選する。

1教育科学技術部長官、行政安全部長官及び文化体育観光部長官が指名する行政安全部及び文化体育観光部所属の高位公務員各1名

2図書館及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者のうち国立中央図書館長が委嘱する者

④委員長は、審議委員会を代表し、業務を統括する。

⑤第3項第2号の規定により委嘱される委員の任期は、2年とする。

⑥審議委員会の業務を効率的に遂行するために、分野別に分科委員会を置くことができる。

⑦第1項から第6項までに規定した事項の他に、審議委員会及び分科委員会の運営等に必要な事項は、文化体育観光部令で定める。

## 第13条の4(個人情報の訂正又は削除請求)

①法第20条の2第3項の規定により個人情報の訂正又は削除を請求しようとする者は、個人情報訂正削除請求書を国立中央図書館長に提出しなければならない。

②国立中央図書館長は、第1項の規定による訂正又は削除請求を受けたときは、10日以内に必要な措置をとった後、訂正又は削除措置結果通知書を請求人に送付しなければならない。この場合、10日以内に必要な措置をとることができない正当な事

由があるときは、その事由を通知し、一回に限り10日の範囲でその期間を延長することができる。

- ③国立中央図書館長は、第1項の規定による訂正又は削除請求に対し訂正又は削除をしないと決定し、又は請求の内容と異なる決定をした場合は、その決定の内容及び理由並びに該当決定に対する不服手続きに関する事項を書いた訂正削除拒否等

決定通知書を請求人に送付しなければならない。

- (7) 大統領令で定める知識情報脆弱階層とは、障害者、国民基礎生活保障法（日本の生活保護法に相当する）による受給権者、65歳以上の高齢者、農山漁村の住民を指す（施行令第21条 知識情報脆弱階層等）。

（しらい きょう・海外立法情報課）

# 著作権法(抄)

저작권법

(2009年4月22日一部改正 法律第9625号)<sup>(注1)</sup>

白井 京訳

## 第31条(図書館等における複製等)

①「図書館法」に規定する図書館並びに図書、文書、記録及びその他の資料(以下「図書等」という。)を公衆の利用に供する施設のうち、大統領令が定める施設(当該施設の長を含む。以下「図書館等」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、その図書館等に保管された図書等(第1号の場合は、第3項の規定により当該図書館等が複製し、伝送された図書等を含む。)を使用して、著作物を複製することができる。ただし、第1号及び第3号の場合は、デジタル形態で複製することはできない。

- 1 調査及び研究を目的とする利用者の要求により公表された図書等の一部分の複製物を1人1部に限り提供する場合
- 2 図書等の保存のために必要な場合
- 3 他の図書館等の要求により、絶版その他これに準ずる事由により求めることが困難な図書等の複製物を保存用として提供する場合

②図書館等は、コンピュータを利用して、利用者がその図書館等の中で閲覧することができるように保管された図書等を複製し、伝送することができる。この場合、同時に閲覧することができる利用者の数は、その図書館等において保管している、又は著作権その他この法律により保護される権利を有する者から利用許諾を受けた図書等の部数を超過することはできない。

③図書館等は、コンピュータを利用し、他の図書館等の中で利用者が閲覧することができるように、保管された図書等を複製し、伝送することができる。ただし、その全部又は一部

が販売用に発行された図書等は、その発行日から5年が経過しない場合には、この限りではない。

④図書館等は、第1項第2号の規定による図書等の複製並びに第2項及び第3項の規定による図書等の複製の場合は、その図書等がデジタル形態で販売されているときは、その図書等をデジタル形態として複製することができない。

⑤図書館等は、第1項第1号の規定によりデジタル形態の図書等を複製する場合及び第3項の規定により図書等を他の図書館等の中で閲覧することができるように複製し、伝送する場合は、文化体育観光部長官が定め、告示する基準による補償金を当該著作財産権者に支払わなければならない。ただし、国、地方自治体又は「高等教育法」第2条の規定による学校を著作財産権者とする図書等(その全部又は一部が販売用として発行された図書等を除く。)の場合は、この限りではない。

⑥第5項の補償金の支払等に関して、第25条第5項から第9項までの規定を準用する。<sup>(注2)</sup>

⑦第1項から第3項までの規定により、図書等をデジタル形態で複製し、伝送する場合は、図書館等は、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するために、複製防止措置等大統領令が定める必要な措置をとらなければならない。

⑧「図書館法」第20条の2の規定により国立中央図書館がオンライン資料の保存のために収集する場合には、当該資料を複製することができる。

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

注

(1) 今回紹介した電子図書館法制に係る著作権法改正は2009年3月25日に公布されたが、その直後に「オンライン上の不法な複製を効果的に根絶するため」の規定を新設する著作権法改正案が可決され、同4月22日に公布されている。そのため、翻訳した法律では「4月22日一部改正」とされている。な

お、このときの改正の具体的な内容については以下を参照。白井京「E970 - 韓国で2回にわたる著作権法改正」『カレントアウェアネス-E』no.157, 2009.9. <<http://current.ndl.go.jp/e970>>

(2) 第25条(学校教育目的等への利用)第5項から第9項までの規定は、著作権の補償金を管理する団体についての規定である。

(しらい きょう・海外立法情報課)